

尼崎市技能功労者表彰要綱

(目的)

- 1 この表彰は、永らく同一の職業に従事している、すぐれた技能職者の功労をたたえることによって、技能職者（以下「技能者」という。）の社会的、経済的地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

(表彰基準)

- 2 この表彰を受けることができる者は、尼崎市内で勤務する技能者のうち特に功労のあった者で、次の各号に定める条件を満たすものとする。
 - (1) 技能者として、経験年数30年以上で、年齢60歳以上の者。
 - (2) きわめてすぐれた技能を有し、他の技能者の模範と認められる者。
 - (3) その職業に従事し、指導的な立場にある者。

(推薦)

- 3 各業種団体等は、表彰基準に該当する者がいるときは、尼崎市技能功労者受章候補者推薦書をもって推薦することができる。

(決定)

- 4 被表彰者は、尼崎市技能功労者受章候補者推薦書に基づき、市長が決定する。

(表彰)

- 5 この表彰は、次の各号に定めるところにより、市長が行う。
 - (1) 被表彰者には、表彰状と記念品を贈る。
 - (2) 被表彰者は、30名以内とする。

(表彰対象の職種の範囲)

- 6 表彰対象の職種の範囲は次のとおりとする。

- | | | |
|----------------------|---------------|-----------------------|
| (1) 印判彫刻士 | (2) 造園師 | (3) 家具製作技能士 |
| (4) クリーニング師 | (5) 建築大工技能士 | (6) 左官技能士 |
| (7) 写真師 | (8) 鍼灸按摩師 | (9) 鍼灸師 |
| (10) 製菓技術師 | (11) 石工技能士 | (12) タイル技能士・ブロック建築技能士 |
| (13) 畳技能士 | (14) 建具師 | (15) 電気工事士 |
| (16) 時計修理士 | (17) 塗装技能士 | (18) とび技能士 |
| (19) 配管技能士 | (20) 建築板金技能士 | (21) 表具師 |
| (22) 美容師 | (23) 屋根技能士 | (24) 洋服仕立師 |
| (25) 理容師 | (26) 自転車組立技能士 | (27) 和裁士 |
| (28) 板硝子技能士 | (29) 洋裁士 | (30) 眼鏡士 |
| (31) 調理師 | (32) 家庭電気修理士 | (33) 寝具仕立士 |
| (34) その他、市長が適当と認めた職種 | | |

(定めのない事項)

- 7 この要綱に定めのないもののほか、表彰に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和56年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和58年10月1日から施行する。